

# 栗 生

栗生第2住宅  
自治会ニュース  
第142号

発行 自治会  
編集 広報部

## 自治会第一、第二、第三駐車場利用者の皆様へ—— 本年四月度より駐車料(月五百円)値上げお願いの件

会 長 越 石 昇

右記駐車場は自治会と団地サービ  
ービスとの契約で約八年前より  
月額四、五〇〇円と取り決めら  
れておりましたが、昨年二月団  
地サービスマンより五百円の値上  
げ要請があり、六十三年四月よ  
り五、〇〇〇円を請求し続けて  
来ております。

当自治会としては団地サービ  
スと当初契約交渉に立会われた佐  
藤前議員を始め、関係先輩各位  
の意見を基本に、再三団地サー  
ビスに値上げ実施を、少なくとも  
も十年間は値上げしないと契約  
当初に口頭にて暗黙の了解を得  
ていることを主張し、二、三年  
は当然、先延ばしにするよう交  
渉を続けて来ましたが、しかし、

**市貸与駐車場の  
供用開始について**

交通安全部

え、名称も「栗生東駐車  
場」と決まり、いよいよ  
3月初めから供用開始の  
運びとなりました。(契約  
書の全文を次頁に掲載す)  
これに伴い、2月11日に集  
会所にて契約手続が行われ、現

本年四月以降、団地サービ  
スと相談の上支払う。支払  
方法等は別途協議し分割払  
いや先延ばし支払期限の話  
し合いにも応じます。  
以上の表明がありました。

自治会としては、約一年に  
及ぶこの問題を解決するには、  
前述の自治会駐車場利用の皆  
様にお願ひし、本年四月度分  
より駐車料金月額五千円とさ  
せて頂きたく、やむを得ず利  
用者各位にお願ひ書を自治会  
より送らせて頂きますので御  
理解御協力をよろしくお願ひ  
申し上げます。

(一)昭和六十三年四月までさかの  
ぼって請求を受けている、  
三二二、〇〇〇円については  
団地サービスマンと再交渉し、自  
治会負担となった場合にも利  
用者に差額の請求等は勿論一  
切しない方針です。

尚、団地サービスマンより下欄に  
掲載のとおり消費税三パーセン  
トが駐車料金にもかかる旨の通  
知がありました。

従いまして四月より、実質負担  
額は五、一五〇円となるものと  
思います。

平成元年 2月20日

記

箕面栗生第二住宅自治会  
会長 越石 昇 殿



消費税の創設に伴う駐車場使用料金の改定について (ご通知)

貴自治会ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
さて、昨年度に税制改革法等が成立されたことにより消費税が創設され、当社が  
貴自治会とご契約いたしております駐車場の使用料金につきましても平成元年4  
月1日から3パーセントの消費税が課税されることになり、この消費税は駐車場の  
使用者に転嫁されるべきものとされました。  
つきましては、これに伴い平成元年4月1日から現行使用料金を下記の使用料金  
(現行使用料金×1.03)に改定させていただきますのでご通知申し上げます。

1. 使用料金

現行使用料金 (A)	増 加 額 (B)	改定後使用料金 ((A)+(B))
月額 2,600円 (5,000円×f2台)	月額 7,800円 (1,500円×f2台)	月額 26,800円 (5,150円×f2台)

なお、敷金につきましては、今回は据え置きます。

2. 使用料金のお支払い方法

現在、預金口座振替制度をご利用されている場合は、これまでど  
うり銀行から振替えさせていただきます。  
また、駐車場使用料金振込票をご利用されている場合は、後日配  
付いたします「駐車場使用料金振込票」により、これまでと同じ方  
法でお支払いくださるようお願い申し上げます。

以 上

土地賃貸借契約書

貸貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第 1 条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	面積 (実測)
箕面市粟生間谷西 3 丁目 1 3 9 1 番 3 3	242.60 m <sup>2</sup>
箕面市粟生間谷西 3 丁目 1 3 9 1 番 3 5	41.08 m <sup>2</sup>
箕面市粟生間谷西 3 丁目 1 3 9 1 番 5 2	478.27 m <sup>2</sup>
箕面市粟生間谷西 3 丁目 1 3 9 1 番 5 5	339.62 m <sup>2</sup>
合 計	1101.57 m <sup>2</sup>

(使用目的)

第 2 条 前条の土地（以下「貸付地」という。）は、乙において粟生第 2 住宅自治会駐車場施設の用に供し、この目的以外に使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸付期間)

第 3 条 貸付期間は、平成元年 2 月 3 日から平成元年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 30 日までに甲、乙いづれかにより申出のない場合は、同一条件で一年間更新するものとし、以後も同様とする。

(貸付料)

第 4 条 貸付料は、年額金 649,357 円とする。貸付期間が 1 年に満たないときは、月割計算により算出した額とし、一月に満たないときは、一月として計算する。ただし、契約期間中であっても、固定資

産評価額の改定等貸付料の額が不相当となったときは、貸付料を変更することができる。

(貸付料の支払)

第 5 条 貸付料は、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 6 条 乙は、前条による指定期日までに貸付料を支払わないときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について年 8.25% の割合で計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(かし担保)

第 7 条 乙は、この契約締結後、貸付地に数量の不足その他隠れたかしを発見しても、第 4 条に定める貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることはできない。

(貸付地の引渡)

第 8 条 甲は、第 4 条により乙が第 1 回目の貸付料を支払った日から貸付地を現状有姿のまま引き渡すものとする。

(貸付地の管理)

第 9 条 乙は、貸付地を正常な状態において管理しなければならない。貸付地において、建物又は工作物等を新設又は増設等しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲の承認を得なければならない。

(維持費用等)

第 10 条 貸付期間中における貸付地の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

(通知義務)

第 11 条 乙は、貸付地の境界についての紛争その他貸付地に対して権利を主張するものがある場合又は貸付地の全部又は一部が滅失等した場合は、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第 12 条 甲は、貸付地について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号のいづれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 貸付地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(貸付地の返還)

第 14 条 乙は、契約期間が満了したときは、直ちに原状に回復して貸付地を返還しなければならない。前条の契約解除により返還する場合も同様とする。ただし、甲が、原状回復の義務を免除したときは、このかぎりでない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、その責めに帰す事由により貸付地を損傷したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙が、原状に回復したときは、このかぎりでない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 16 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第 13 条第 1 号によりこの契約を解除されたときは、貸付物件に投じた有益費その他の費用があっても、甲に請求しない。

(費用の負担)

第 17 条 この契約締結に必要な費用は、乙が負担する。

(疑義の決定)

第 18 条 この契約に疑義のある事項又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成元年 2 月 3 日

甲 箕面市

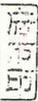
箕面市長 中井 武兵衛



乙 箕面市粟生間谷西 4 丁目 2 番 40-501 号

粟生第 2 住宅自治会

自治会長 藤 石



### 第二清掃工場造成工事について

会長 越石 昇

先般、第二清掃工場地元協議会の当団地の委員五名のご出席を頂き、自治会として勉強を兼ね、委員よりご意見を伺いましたが、現状を知ることが先ず大切と考え、去る二月三日市役所を訪ね、飯星議員のご紹介により市の同工場建設部田畑次長と技術担当増田主幹の両氏と面談し説明を受けました。当日、市の説明の重点は次の通りでした。

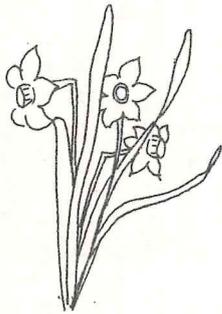
(一)現在の造成の進捗状況は約30%である。  
(二)現在、市のごみ処理能力は一日当り一八〇トンですが、第二清掃工場が稼働すれば更に一日二七〇トン(一三五t×2炉)が加わる。  
この新工場は、一日五時間で、十一トンの不燃ごみを破碎し、また燃えるごみは一日二トンを焼却処理をする最新設備です。  
(三)新工場からの排水は下水道に放流し、勝尾寺川には一切流さない。  
(四)排ガス基準は別掲の表の通り大阪府公害防止条例の排出基準より更に極めて低くするよう設計基準を決めている。  
(五)操業開始は平成三年度です。  
(六)造成中、現場には係員がおりますので、何時でも現地視察が出来ます。

来ます。市へ一報下されれば現地に於いて案内と説明を具体的にいたします。

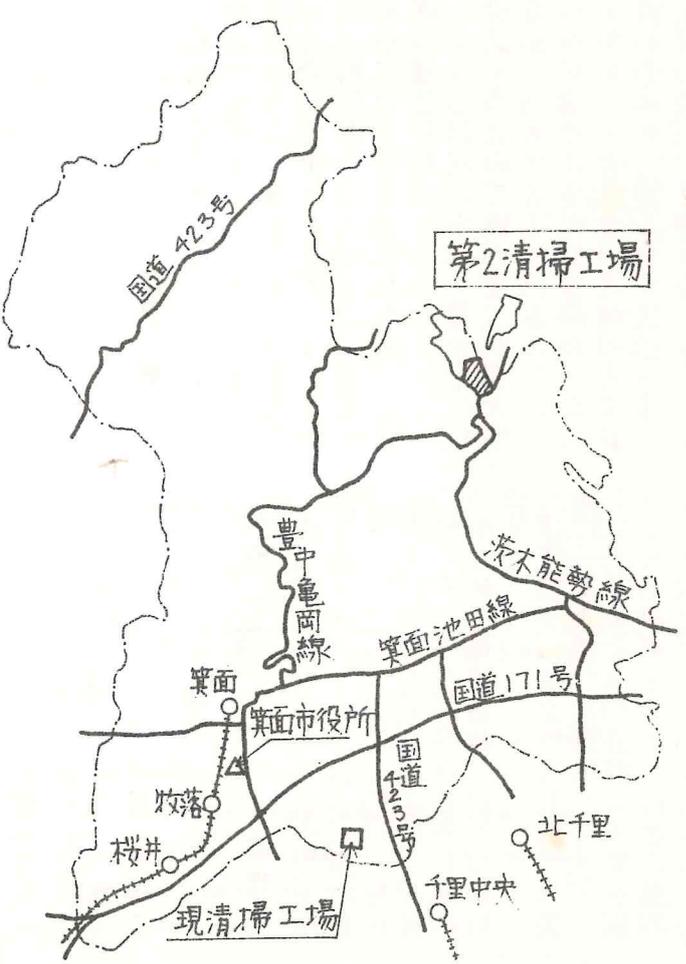
以上が当日、説明の要約でしたが、市側の認識として近隣の環境になるべく悪影響を与えないよう留意し、新工場操業後も、公害発生の起らないよう排ガス基準を国の基準より更に低く抑えた点、クリーンな工場建設を意図されているよう見受けられました。

今後、機会を見て自治会側より現地見学を市に申し入れ。近隣住民としての意見を伝える事も必要と考えます。その折は是非、皆様大勢で御参加下さるようお願いいたします。

終わりに、この会合に立ち会って下さった飯星議員、並びに、委員各位に改めて感謝し一言御礼を付言させて頂きます。



第2清掃工場



#### 新入会員御紹介

- |         |       |
|---------|-------|
| 三棟四〇三号  | 福原英二  |
| 九棟四〇五号  | 津田光之  |
| 一一棟二〇四号 | 長谷部英雄 |
| 一二棟一〇五号 | 加瀬泰生  |
| 二五棟一〇五号 | 前田純志  |
| 二九棟一〇三号 | 松下和雄  |
| 三八棟五〇二号 | 日置豊   |



この一年を省みて

副会長 梶山美也子

思いがけず副会長をお受けする事になったあの日から、はや一年がたとうとしています。自治会の事は何も知らない私が、これからどうして一年間やっていけるのか不安でいっぱいでしたが、五月に入り、動き出してみればすぐに盆踊りの準備が始まり、悩んでいるどころではありません。確かに、盆踊り前は役員、特に会長を始め中心になる役員はとても忙がしいです。会議も多く夜も遅くなりません。でも最初、まわりは知らない人ばかりだったのが、役員全員のチームワークも良く、盆踊りが終る頃にはすっかり打ち解けていました。

最近自治会に入会されない方も出て来ておりますが、その大きな理由に、役員が回ってくるのが困る、という事があります。夫婦共働きの方も増え、何かとお忙がしいと思います。活動はお勤めをしていても、参加できる時間になっていません。地域社会とのつながりである自治会は、地域的には狭いですが、あらゆるジャンルの人との出会いという点では同じ世界の人達だけの付き合いより広いものがあります。今年の役員にも色々な職業の方がおられ、同じ主婦でも年代も広く、教えられる事も多くあります。私も同じ棟の方や、



子供を通じて知り会った方としか付き合いがなかったのですが、自治会を通じ友達の幅が広がり、ほんとうに良かったと思っております。こんな私でも少しは成長したような気がしています。

今では、何だか少し余裕も出て来て、楽しく活動させていただいています。任期もあと少し「がんばろう」と思います。皆様、ご協力よろしくお願ひします。

福祉厚生部 原田 孝子

昭和六十四年がわずかな間に終り、平成元年も早や二ヶ月を過ぎようとしております。

福祉部員は馴れない大役を辛うじて務めさせて頂きました。先ずは赤ちゃん検診のお手伝いに始ります。昨年四月に抱かれて来られた赤ん坊が今日この頃では「ペンギン」の様な可愛い歩きを、又片言ながら結構世間に通じる会話をしておられることでしょう。回を重ねる度に元気に成長されてゆく赤ちゃん、新しい顔ぶれの赤ちゃんうれしそうなお母さん方と接する時、私達もついほ、がゆるみます。六月に二つの募金、十二月の赤い羽根の折には「もうこんどはあまり集まらないかも」と心のどこかで...でもこれは私の浅はかな

な考えでした、ずっしりと重い義援金が集まったのです。大勢の方の協力、力の偉大さを知らされた。色々な行事にも参加し、それによりいろんな方々との出会い・会話、これらは何物にもかえがたい人生のひとつまでしようし、又私達への報酬だったかもしれせん。

新しい役員さんも決まり心嬉しくバトンタッチしたいと思っております。



◎赤ちゃん検診の件

今回は二十九名の赤ちゃんが検診されました。(二月八日㈫)  
次回は四月十二日㈫の予定です  
お待ちしております。

(集会所)

婦人部 西原 喜乃

婦人部役員となり、今年度より廃油の回収だけでなく、団地内の方々の交流の場として、社会見学など新しい企画を考えてはどうかと、前年度の会長さんより助言があり、今年度は大変だなあ、と頭痛の種でした。

そんな状況の中、十月三十一日、役員や皆様のご協力で、京都大原方面へバスツアーに行きました。秋の紅葉にはまだ少し早かったのですが、まずまずの天候に恵まれ、時間的にも、ゆとりが持て、楽しんでいただけただけ事と思いません。ぜ

ひ次年度もこの様な行事を実現させて欲しいと思います。

廃油回収の件につきましては、回収業者の方が「取りに来てあげている」と、思っている。排水管をつまらせないことや、川や海をよごさないということでは大いに意味のあることです。それ以外は、私達の方では得る所がないのです。それならば、ぜひ欲しいと思っていられれば、団体や業者等がありましたら、そちらへ回しても...とも考えます。固めるテンプルちゃんや、吸取紙の方法もあるのですが、多く油を使う家庭では、高くつくと思いたすので、油をうまく使いきるよう毎日の献立を工夫するなどの努力も有効かと思われます。

時代と共に物の価値観も変化し、廃油もお金を出して取りに来てもらうという時代になりつつあるのかも知れません。再考したいところからです。

お知らせ

広報部

来る三月四日・五日の両日、東生涯学習センターに於いて、定期活動グループの「発表会」(四日出午後一時〜三時・五日(同)午前十時〜午後二時)と「展示会」(四日五日共に午前九時〜午後五時)が行なわれます。  
「手工芸」・「音楽」・「舞踊」・「美術」・「茶華道」・「健康」等々、バラエティーに富む分野の成果を観ることが出来るので、皆さん是非楽しんでいただければ幸いです。